

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

事業名 多子世帯病児・病後児保育利用料無償化事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課 子育て支援係

電話番号：058-272-1111 (内2684)

E-mail：c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,018 千円 (前年度予算額：6,544 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	6,544	0	0	0	0	0	0	0	6,544
要求額	4,018	0	0	0	0	0	0	0	4,018
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・子どもが病気の際に、保護者が就労している等、自宅での保育が困難な場合において、病児・病後児や体調不良となった児童を安心して預けることができるよう病児・病後児保育事業を実施している。
- ・乳幼児期は免疫能力が低く、体調不良を起こす児童が多いが、女性の社会進出や核家族化により、病児・病後時であっても自宅での保育が困難な世帯が増加していることから、病児・病後児保育のニーズは高い。
- ・延長保育や病児・病後児保育を中心として保育サービスは多様化しているが、保護者は、その都度利用料を支払う必要があり、特に病児・病後児保育は、兄弟間での病気感染等により、多子世帯において利用率が高くなる傾向にあることから、経済的な負担感が大きい。

(2) 事業内容

3人以上の児童を現に扶養する多子世帯に対して、病児・病後児保育を利用する場合の利用料の免除を行う市町村に対し補助する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 1 / 2、市町村 1 / 2

(4) 類似事業の有無

有（多子世帯に対する補助）

- ・子育て支援奨学金（第3子以降の高校生に無条件貸与）
- ・個人住宅建設資金助成金（2人以上子どもがいる世帯の民間住宅ローンに対する利子補給）

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	4,018	
合計	4,018	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・「清流の国ぎふ」創生総合戦略
 - 2 健やかで安らかな地域づくり
 - (1) 健やかに暮らせる地域
 - ②子どもを産み育てやすい地域づくり
- ・岐阜県少子化対策基本計画
 - IV地域で子育てを支え合う仕組みづくり
 - 1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
 - (4) 多様な子育て支援サービスの充実

(2) 国・他県の状況

- ・多子世帯の病児・病後児保育利用料無償化支援 5 県

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	多子世帯病児・病後児保育利用料無償化事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村 （理由）病児保育の実施主体であるため。
補助事業の概要	（目的）多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てることができる体制を整える。 （内容）多子世帯が病児・病後児保育を利用する際の利用料を無償化する。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （県1/2 市町村1/2） （理由）病児保育の実施主体である市町村と同率の負担とするため。
補助効果	多子世帯の病児・病後児保育利用料を無償化することにより、多子世帯の経済的負担を軽減し、病児・病後児保育サービスの利用定着を図ることができる。
終期の設定	終期令和6年度 （終期到来時の翌年度以降の事業方針：翌年度以降も継続）

（事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

病児・病後児保育が利用できるすべての市町村において、多子世帯利用料無償化事業を実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H26年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
病児・病後児保育実施市町村数	35	40	42

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	2,066千円	2,052千円	2,465千円	(予算額) 6,544千円	(要求額) 4,018千円
指標①目標	39	40	40	40	42
指標①実績	38	39	39	(推計値) 39	(推計値) 40
指標①達成率	97.4%	97.5%	97.5%	(推計値) 97.5%	(推計値) 95.2%

(前年度の成果)

病児保育施設を有する市町を中心として、多子世帯の病児保育利用料無償化事業の開始に向けた相談支援を行った。

(今後の課題)

- ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項
多子世帯利用料無償化事業を実施する市町村の拡大を図る必要がある。

(事業の評価)

- ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）
○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価) 第3子以降の子どもを持つ保護者の経済的な負担感を軽減し、
○ 病児・病後児であっても安心して子どもを預けることができる環境を整える。

- ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）
○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている
△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) 利用料負担の軽減を図ることで、多子世帯であっても、安心して子どもを預けることができ、病児・病後児保育サービス利用の普及促進を図ることができる。

- ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）
○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価) 病児・病後児保育の実施主体である市町村に対し補助することで、管内施設の状況を効率的に把握することができる。

(事業の見直し検討)

共働き世帯が増加する中で、病児・病後児保育ニーズは高く、多子世帯の利用料無償化は効果的である為、引き続き実施。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 県少子化対策の一環として、多子世帯の経済的支援は有効であり継続して市町村を支援する必要がある。